

「まるっと京都」 ロゴマーク募集のご案内

応募要項

令和6年9月13日

京都府・京都市連携周遊観光推進会議

はじめに

京都府と京都市では、「もうひとつの京都」及び「とっておきの京都」プロジェクトとして、京都に広がる多様なエリアの魅力を一体的に発信し、各エリアの周遊観光の推進に連携して取り組むことで相乗効果を生み出し、地域の活性化や観光客の分散化を図っています。

また、京都府知事と京都市長による第2回府市トップミーティング(7/23開催)において、府市連携による周遊観光の取組におけるキャッチコピーを「まるっと京都」に決定したところです。

この度、「まるっと京都」の取組を推進するため、令和6年9月13日(金)からロゴマークを募集することとなりましたので、お知らせします。多くの皆様のご応募をお待ちしております。

「まるっと京都」の3つの意味

- ①京都は素晴らしいという意味での「〇(まる)」
- ②ぐるぐる回るという周遊の意味での「〇(まる)」
- ③京都全体をまるごと見てほしいという意味での「〇(まる)」

応募について

■ 応募資格

どなたでも応募できます。1人(1グループ)あたり3点までの応募とします。
※未成年(18歳未満)の方は、親権者の同意を得た上で応募してください。

■ 募集期間

令和6年9月13日(金)～10月3日(木)正午

■ 作品内容

「まるっと京都」のキャッチコピーに込めた3つの意味踏まえて、ロゴマークを作成してください。

「まるっと京都」について

- ①京都は素晴らしいという意味での「〇(まる)」
 - ②ぐるぐる回るといふ周遊の意味での「〇(まる)」
 - ③京都全体をまるごと見てほしいという意味での「〇(まる)」
- 「とっておきの京都」と「もうひとつの京都」エリアについて、「素晴らしい」魅力があり、「両エリアを周遊」いただくことで、「京都全体」を見ていただきたいという思いを込めている。

■ 応募・問い合わせ先

公益社団法人京都府観光連盟 「まるっと京都」ロゴマーク募集係
TEL:075-411-9990(平日8時30分～17時15分)
電子メール:logomaru24@kyoto-kankou.or.jp
件名:『「まるっと京都」ロゴマーク募集について』

■ 応募内容

- ・「ロゴマーク案」(JPG形式及びPDF形式)をデータで作成してください。
※作品はグラフィックソフトウェアで作成したものに限ります。
グラフィックソフトウェアの種類は問いませんが、データのファイル形式は指定した形式に限ります。
なお、手書き作品をスキャンしたものや写真での応募はできません。
- ※後日、編集可能なデータ形式でのファイルの送付をお願いすることがあります。
- ・上記のほか、「ロゴマークのデザインコンセプト」を200字以内で作成ください。

■ ロゴマーク案について

ロゴマークは、シンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字：日本語・英語のキャッチコピー）を組み合わせたフルカラーのデザインを作成してください。

○キャッチコピー

日本語：「まるっと京都」

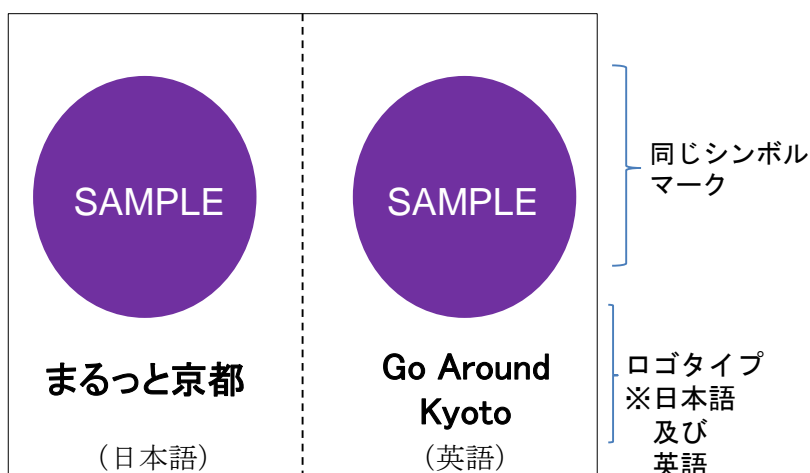
英語：「Go Around Kyoto」

※レイアウトは指定しません。

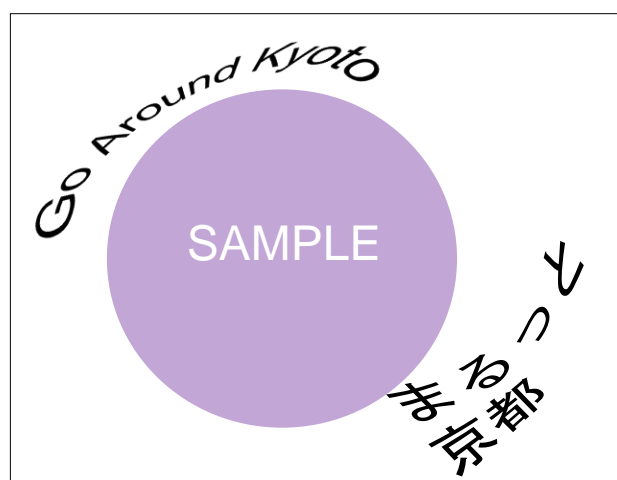
※氏名等、応募者が特定できる情報は記載しないでください

※データ形式・容量：JPG(3MB以内)、PDF(3MB以内)

イメージ1



イメージ2



○イメージ1の場合は以下のとおりの2つのロゴマークを作成してください。

- ・シンボルマーク＋ロゴタイプ（日本語）
- ・シンボルマーク＋ロゴタイプ（英語）

※イメージ1の場合、シンボルマークは同一のデザインを使用してください。

○イメージ2の場合は、以下のとおりロゴマークを作成してください。

- ・シンボルマーク＋ロゴタイプ（日本語・英語を併記）

審査について

応募作品については、京都府、京都市、京都府観光連盟、京都市観光協会の4者で構成する京都府・京都市連携周遊観光推進会議で審査を行い、決定し、公表します。

採用された作品の応募者(またはグループ)には10万円を授与します。

※採用された場合は、応募者の氏名等を公表することがあります。

※応募者が未成年の場合は、保護者の方に代理授与します。

※選考過程や結果に関する問い合わせについては、一切応じません。

※特典には、所得税がかかります。

注意事項

- 応募作品は、応募者が「まるっと京都」ロゴマークのために自作した未発表の作品に限ります。
- 応募にあたっては、以下のことを厳守してください。
 - ・ロゴマーク案には、「シンボルマーク」、「キャッチコピー」を含むこと
 - ・「デザインコンセプト」を提出すること
 - ・「ロゴマーク案」「デザインコンセプト」のいずれかに応募者やその他特定の人物等が特定できる情報が記載されていないこと
 - ・ロゴマーク案は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるものや既に公表されているものと同じ、または類似のものでないこと
 - ・政治的・宗教的・商業的メッセージを含むものその他公序良俗に反しないこと
- 応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報など）や制作段階におけるスケッチ、デッサン等は破棄せずに必ず保管しておいてください。著作権の確認のため、これらの情報や資料を確認させていただく場合があります。
- 応募者は、その応募作品が採用された場合には、当該作品に関する著作権、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等の権利を京都府及び京都市に無償で譲渡することに合意するものとします。また、京都府及び京都市により、当該作品につき商標・意匠の出願・登録が行われることがあるため、その旨ご了解いただきます。
（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募作品の著作権、使用权、所有権等に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任となります。
- 応募作品の作成・送付にかかる費用は応募者の負担とします。
- 応募者の個人情報、本募集にかかる事務以外には使用しません。
- ロゴマークは、単色、モノクロ、シンボルマークのみで使用することもあるので、考慮して作成してください。
- 採用されたロゴマークは、ホームページ・ポスター・パンフレット等の様々な印刷物等で使用します。ロゴマークのサイズを縮小し使用する場合がありますので、小さいサイズでも見やすく分かりやすいものにしてください。
- 採用作品の決定・発表は、令和6年10月を予定しています。
- 採用作品は、京都府、京都市、京都府観光連盟及び京都市観光協会が発行するポスター、パンフレット等に使用するほか、旅行事業者等の各種印刷物に使用できるものとし、府域全体への周遊観光を促進するために広く活用いたします。

注意事項

- 採用作品の作成者には直接通知するとともに、作品はホームページ等で発表します。
- 採用作品については、ロゴマークとして使用する上で必要な修正を行うことがあります。
- 採用作品について、本応募要項に違反する事実が明らかになった場合、採用を取り消す場合があります。採用が取り消された場合で、すでに特典が授与済みのときには、返金させていただきます。
- 暴力団、暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等(疑いがある場合を含みます。)その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。)は応募できません。グループでの応募の場合、この条件はすべてのメンバーに適用されます。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

参 考

1 「まるっと京都」

「まるっと京都」とは、京都府と京都市の連携による「もうひとつの京都」と「とっておきの京都」エリアの周遊観光の促進に向けた取組に係るキャッチコピーであり、以下の3つの意味を込めています。

- ① 京都は素晴らしいという意味での「○(まる)」
- ② ぐるぐる回るといふ周遊の意味での「○(まる)」
- ③ 京都全体をまるごと見てほしいという意味での「○(まる)」

2 「もうひとつの京都」

「もうひとつの京都」とは、「古都・京都」のイメージだけでない京都府域の魅力を発信し、京都市内からひと足を延ばしたくなるような観光コンテンツを再発見、ブラッシュアップしながら、国内外に紹介するプロジェクトです。展開エリアは、京都府北部、中部、南部と乙訓。「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」「竹の里・乙訓」といふ地域を代表するテーマを掲げて、観光客誘致を打ち出しています。

◆WEBサイト

<https://www.kyoto-kankou.or.jp/>

3 「とっておきの京都」プロジェクト

地域や民間事業者と連携し、隠れた名所の魅力を発掘・活用することにより、市域全体への観光客の誘客を促進させ、観光客の満足度を更に高めるとともに、地域の活性化に繋げることを目的として、主に伏見、大原、高雄、山科、西京、京北の6エリアを対象に取り組んでいるプロジェクトです。

◆WEBサイト

<https://totteoki.kyoto.travel/>